

## 議案第 75 号

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正  
する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を  
改正する条例

川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年  
川崎市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 32 条の 2」を「第 32 条の 3」に改める。

第 12 条に次の 2 項を加える。

- 8 特別養護老人ホーム（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令  
和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 2 項の規定により公示された過疎地域に所在  
し、かつ、入所定員が 30 人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び  
次項において同じ。）に川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び  
運営の基準等に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 81 号。以下「指定居  
宅サービス等基準条例」という。）第 148 条第 1 項に規定する指定短期入  
所生活介護事業所又は川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及  
び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の

方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第83号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第84号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第23条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 特別養護老人ホームの設置者は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第24条第2項中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第28条を次のように改める。

(協力医療機関等)

第28条 特別養護老人ホームの設置者は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 特別養護老人ホームの設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

3 特別養護老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）

との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームの設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 特別養護老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第2章中第32条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第32条の3 特別養護老人ホームの設置者は、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第41条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第43条中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第46条第11項中「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第83号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）」を「指定短期入所生活介護事業所等」に改め、同条第12項中「川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）」を「指定地域密着型サービス基準条例」に、「川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第84号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）」を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」に改める。

第49条中「、第32条及び第32条の2の」を「及び第32条から第32条の3までの」に、「から第32条の2まで」を「から第32条の3まで」に、「、第32条及び第32条の2」を「及び第32条から第32条の3まで」に改める。

第53条中「第32条、第32条の2、第34条」を「第32条から第32条の3まで、第34条」に、「第32条の2まで」を「第32条の3まで」に、「第32条、第32条の2、第35条」を「第32条から第32条の3まで、第35条」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、改正後の条例（以下「新条例」という。）第28条第1項（新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第28条第1項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第32条の3（新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第32条の3中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、特別養護老人ホームの設置者は、一定の要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならないこととすること、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的を開催しなければならないこととすること等のため、この条例を制定するものである。